

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを生徒が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

ー福井県いじめ防止基本方針よりー

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人一人が互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、「誠実 節度 実践」の校訓のもと、生徒が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての生徒が、「いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」ということを理解できるように努めるとともに、どんなことがあってもいじめを行わない、いじめを認識しながらこれを放置しないという態度を育てることに努めます。また、コロナ感染に関わるエッセンシャルワーカーに対する感謝の気持ちを醸成し、感染者等に対する差別的言動をしないという態度を育てることに努めます。
- (3) 本校は、生徒が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、福井市、市教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。
- (4) 本校は、環境づくり・マニュアルの実行・アンケート・個人面談・保護者面談の実施・校内研修等の実施等に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等の取り組みの改善に努めます。

2 いじめの定義と判断

- (1) 「いじめ」とは当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものを指します。
- (2) けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的取組

(1)「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

○ほめて伸ばす教育

生徒が自己有用感を感じることができるよう、認めて、ほめて、励まし、伸ばす教育を進めるとともに、日常活動や学校行事などの機会を捉えて「生徒のよいところ探し」を行い、自分を大切にし、生徒同士が互いのよいところを認め合う人間力を高めます。

○コミュニケーション力の育成

自分の気持ちを理解したり相手の思いを正しく伝えたりできるよう、表現力やコミュニケーション力の育成に努めます。

○人権教育の推進

年間支援計画に基づいて人権教育を計画的に進め、全校一斉道徳を取り入れるなどし

て問題意識の共有化を図りながら、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てます。

○体験活動の推進

校外学習（１・２年）、修学旅行や地域貢献活動（３年）、地域でのボランティア活動等を通して生徒の絆を強め、自分自身や学校、郷土に誇りを持ち、お互いに認め合い助け合う心を育てます。

○道徳教育の推進

学校行事や総合的な学習の時間など教育活動全体と関わらせ、道徳的实践を養うよう計画的に道徳教育を推進します。また、黙働による無言清掃、給食支援を通じた食育を行うことにより人や物を大切にする心や認め合い学び合う心、感謝の心を育てます。

（２）学校評価への位置づけ

○いじめ防止等のための取組（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係わる項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善に努めます。

○評価項目

【教職員】

- ・生徒の人権意識が高まるように心がけている。
- ・生徒が自己肯定感を高め、自尊感情を育むように心がけている。
- ・学年通信等で人権週間の取組や道徳の授業の感想を保護者に伝えている。
- ・生徒や保護者が相談しやすい環境づくりに努めている。
- ・いじめを早期発見できるように、定期的にアンケートや面談を実施している。
- ・生徒に不適切な言動があった場合、その場で注意・指導している。
- ・いじめの行為が疑われる場合、一人で抱え込まずに、速やかに学校の「いじめ対策委員会」に報告している。
- ・いじめに係わる情報が学校の中で共有され、解消に向けて組織的に対処している。
- ・マニュアルや年間行動計画にしたがって適切に対応している。
- ・いじめ防止等について、校内研修に取り組んでいる。

【生徒】

- ・いじめの行為を見聞きした場合、速やかに先生や保護者等に伝えることを心がけている。
- ・学校（先生）は、悩みや不安を相談しやすい。
- ・学校以外にも相談できるところがあることを知っている。
- ・アンケートや面談を通して、悩みや不安を先生に伝えている。

【保護者】

- ・学校は、子どもの気がかりなことを相談しやすい体制を整えている。
- ・学校は、自校の教育相談担当者を含め、複数の相談機関を紹介している。
- ・学校は、いじめ防止等のための取組を、学校のホームページで、保護者に伝えている。
- ・学校は、アンケートや面談を定期的実施する等、子どもの不安等を把握する取組みを行っている。

（３）いじめの未然防止

○授業改善

一人一授業など公開授業や授業研究を行い、すべての生徒にとって、分かりやすい授業のあり方について探究し、生徒が楽しく学べる教育に努めます。

○いじめの起きない学校・学級づくり

「通うのが楽しい学級づくり」（学級運営支援書）を活用し、気にかけ、目をかけ、声かけ、手をかけながら生徒が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や生徒が主体となって互いに認め合い励まし合う「絆づくり」を進めます。また、学校祭や部活動体験、学校説明会などの異年齢交流活動を通して心優しい生徒の育成に努めます。

- 生徒の主体的活動の充実
活気ある学校を目指す生徒会活動や学級活動でリーダーの育成を図り、学校祭などの行事や日常の活動に主体的に取り組む生徒の育成に努めます。また、委員会による「あいさつ運動」など生徒の主体的な活動によりいじめ防止等の取組を推進します。
- 開かれた学校
教育ウィークなどで学校公開を積極的に行い、いじめへの対処方針やいじめ防止策に関する情報を公表し、校区の小学校とも連携を図りながら保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。
- 情報モラル教育
「情報モラル講習会」を活用して、インターネットや SNS 等の正しい利用についての呼びかけや意識付けを行い、保護者に対しても P T A と連携して家庭でのルールづくり等の啓発を行います。
- 適切な配慮が必要な生徒に対する支援
 - ①発達障害等の障害のある生徒
 - ②性同一障害や性的指向・性自認に係る生徒

(4) いじめの早期発見

- 積極的ないじめの認知
生徒の表情やしぐさをきめ細かく観察し、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの危機意識を持ち、積極的にいじめを認知するよう努めます。
- 自己チェックの活用
生徒が生活ノートの記述で日々の生活を振り返り、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努めます。
- アンケートの実施
毎月いじめや悩みの実態調査を行い、いじめ等の問題の早期発見に努めます。
- 教育相談体制の充実
学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。
- 家庭や地域との連携
いじめを早期発見できるように、定期的にアンケートを実施します。家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における生徒の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

(5) いじめの事案対処

- 「いじめ対応サポート班」による対応
特定の教職員で抱え込まず速やかに情報を共有するとともに組織的な対応につなげ「いじめ対応サポート班」による立案、対応により被害生徒を守ります。
- 被害・加害生徒への対応
いじめを受けたあるいは報告した生徒の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で、適切な支援を行います。
- 外部人材の活用と関係機関との連携
必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家、警察や児童相談所、愛護センター、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じます。

(6) いじめの解消

- いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。
- ①いじめに係る行為が止んだ後、相当の期間(少なくとも3ヵ月を目安)を経過していること。
- ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及び保護者に対し、

面談等により確認すること。

(7) いじめによる重大事態への対処

いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席すること(30日間を目安とする)を余儀なくされている疑い」があるときは、国のいじめ防止基本方針やガイドライン等にしながら、次の対処を行います。

- ・重大事態が発生した旨を市教育委員会を通じて市長に速やかに報告します。
- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ・市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して支援の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的(月1回以上)に開催します。

(構成員) 校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、教育相談担当、スクールカウンセラー等

- (活動)
- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間支援計画の作成
 - ・教職員、生徒、保護者等に対し、学校いじめ防止基本方針について周知
 - ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」生徒を育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
 - ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
 - ・生徒間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
 - ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
 - ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
 - ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
 - ・記録の保存(保存期間:5年)
 - ・いじめの認知
 - ・「いじめ対応サポート班」の設置
 - ・教育委員会や関係機関等との連携
 - ・学校評価への位置づけ、および学校いじめ防止基本方針に基づく取組の点検
 - ・学校いじめ防止基本方針の見直し

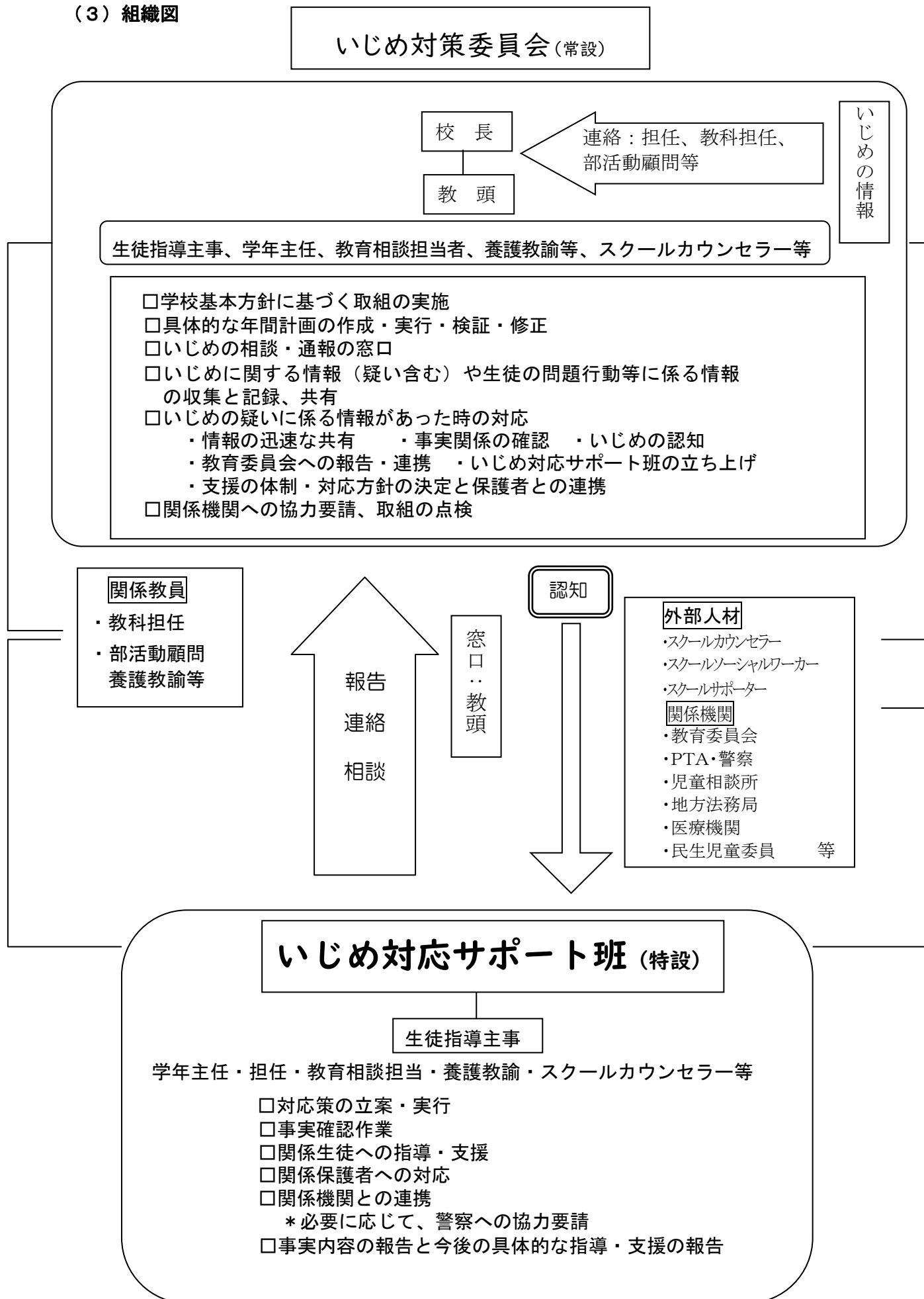
(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組を行います。

(構成員) 生徒指導主事、学年主任、担任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー等

- (活動)
- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
 - ・関係者からの聴取等による情報収集
 - ・いじめ対策委員会への報告、連絡、相談
 - ・被害生徒やその保護者への継続的な支援
 - ・加害生徒への支援やその保護者への説明
 - ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家や警察、児童相談所等との連携

(3) 組織図



いじめ対策の年間行動計画

〔4～6月〕

月	教員の動き等	生徒の活動		
		1年生	2年生	3年生
4月	【いじめ対策委員会】 ・基本方針確認 ・年間計画策定 【職員会議】 ・方針の周知 ・生徒情報共有 ・教員の意識を高める 【PTA総会】 ・基本方針の公表	生活委員会… 朝のあいさつ活動（年間通して） 安全委員会… 一列運動 SNS の利用について ・学活や道徳科の授業等により情報モラルや正しいコミュニケーションのあり方の理解を深める		
5月	1学期初め個人面談 生徒情報や意見収集 【いじめ対策委員会】 ・生徒指導主事、各学年主任から現状報告。全員で対応等について情報共有。 年間指導計画の確認 ・道徳教育 ・人権教育 等 中学校区 PTAあいさつ運動 ・生活委員会	いじめの自己チェック 教育相談 生徒総会 ・主体的な活動 ・居場所、絆づくり 校外学習 ・絆づくり ・リーダーの育成 ・実行委員の主体的な活動 校外学習 ・絆づくり ・リーダーの育成 ・実行委員の主体的な活動 修学旅行 ・絆づくり ・リーダーの育成 ・実行委員の主体的な活動 ・各班の主体的な計画、実践 情報モラル講習会 ・SNSの危険性や使い方について ・正しいコミュニケーションの指導		

6 月	いじめ対策委員会 ・現状把握、情報共有	各クラス合唱交流（音楽の時間等） ・絆づくり ・主体的な練習 ・リーダーの育成
	1学期 個人面談 ・生徒情報や意見収集	学校生活アンケート（いじめ・悩みアンケート）
	全体研究会 ・授業改善 ・授業規律 等 自己存在感や表現力、コミュニケーション力の向上を意識した授業を公開	教育相談週間
	中学校区 PTAあいさつ運動 ・生活委員会	生徒総会、生徒集会、合唱披露会 ・生徒による主体的な活動 ・居場所、絆づくり
	学校評価アンケート ・未然防止に生かす	保護者用いじめアンケート（Google フォームの活用）

〔7～9月〕

月	教員の動き等	生徒の活動		
		1年生	2年生	3年生
7 月	いじめ対策委員会 ・現状把握、情報共有 ・夏季休業前支援	いじめの自己チェック（アンケート調査）		
	保護者懇談会・三者面談・生徒情報や意見収集	学校祭計画 ・主体的な計画、実践 ・縦割りの絆づくり ・コミュニケーション力の育成		
	中学校区 PTAあいさつ運動 ・生活委員会			

8 月		地域交流・貢献活動（各地域行事等参加） ※コロナ対応で中止の可能性あり ・体験的な活動 ・絆づくり ・地域の方とのコミュニケーション活動
		学校祭準備 ・主体的な計画、実践 ・自主的な準備 ・縦割りの絆づくり ・コミュニケーション力の育成
9 月	いじめ対策委員会 ・現状把握、情報共有	学校生活アンケート（いじめ・悩みアンケート） 学校祭 ・主体的な運営 ・縦割り、学年の絆を深める ・コミュニケーション力の育成 ・「よいところ探し」による肯定感、有用感、有能感の育成

[10～12月]

月	教員の動き等	生徒の活動		
		1年生	2年生	3年生
10 月	いじめ対策委員会 ・現状把握、情報共有 1学期末個人面談 ・生徒情報や意見収集 学校評価アンケート ・アンケートの分析等 をもとに取組を改善。 中学校区 PTAあいさつ運動 ・生活委員会	学校生活アンケート（いじめ・悩みアンケート） 教育相談 学科探究講座 進学について		

11月	いじめ対策委員会 ・現状把握、情報共有	PTA奉仕活動 ・体験的な活動 ・絆づくり
	授業研究会	リーダー研修会 ・生徒総会 ・居場所、絆づくり
	中学校区あいさつ運動 ・小中連携	学校生活アンケート（いじめ・悩みアンケート） 保護者用いじめアンケート
	校内研修 ・人権教育、週間 ・全校道徳	授業研究会（公開授業） 教育相談
12月	いじめ対策委員会 ・現状把握、情報共有	学校生活アンケート（いじめ・悩みアンケート）
	2学期中間個人面談 ・生徒情報や意見収集	人権ウィークの取組 ・人権集会 ・全校道徳 ・本の読み聞かせ・個人面談
	アンケート分析	公開授業 教育相談週間
	保護者懇談会 ・生徒情報や意見収集	アンケート調査 立志式に向けて ・絆づくり ・主体的な活動 ・リーダーの育成

〔1～3月〕

月	教員の動き等	生徒の活動		
		1年生	2年生	3年生
1月	いじめ対策委員会 ・2学期の振り返り ・1月からに向けて ↓ 職員会議 ・重点事項確認	学校生活アンケート（いじめ・悩みアンケート）		
		新年の抱負 ・将来の夢や希望 ・進路について		
		担任による個人面談 ・人間関係の把握		

2 月	いじめ対策委員会 ・現状把握、情報共有 2学期末個人面談 ・生徒情報や意見収集 学校評価アンケート いじめ対策委員会 ・今年度を総括し、改善点を次年度につなげる。	新入生学校説明会 ・新たな絆づくり ・異校種生との交流 学校生活アンケート（いじめ・悩みアンケート） 教育相談 地域の担い手づくり講座 立志式 ・絆づくり ・主体的な活動 ・リーダーの育成		
3 月	いじめ対策委員会 ・年度の振り返り ・新年度に向けて ・計画見直し ↓ 職員会議 ・課題確認 ・計画確認 中学校区 PTAあいさつ運動 ・生活委員会 情報発信 ・アンケート結果 ・次年度の取組等	学校生活アンケート（いじめ・悩みアンケート） 「ありがとう」プロジェクト ・感謝の心 ・次年度への夢や希望 球技大会 ・絆づくり 校内奉仕活動 ・学校や地域に感謝して	修学旅行に向けて ・自主的計画・運営 ・リーダーの存在感 ・コミュニケーション活動の工夫	校内奉仕活動 ・学校や地域に感謝して